

令和2年度
佐賀市生活安全推進協議会

議事資料

日時 令和3年2月15日（月）10:00～

場所 佐賀市役所 南棟2階 庁議室

目 次

	ページ
1 犯罪の概況について	1
2 犯罪被害者等支援について	5
3 防犯カメラについて	10
《参考資料》	
佐賀市生活安全推進協議会委員名簿	12
佐賀市生活安全推進条例	13

1 犯罪の概況について

1 近年の犯罪発生状況

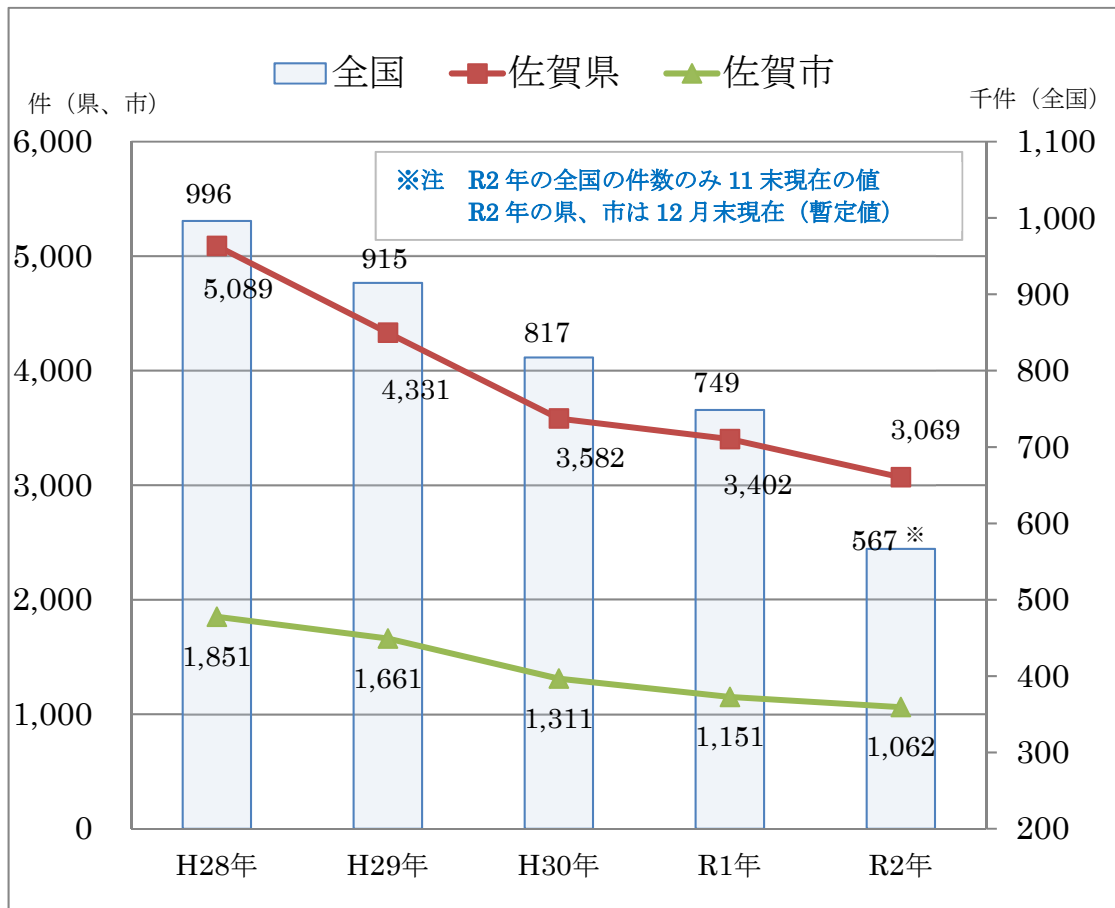
刑法犯の認知件数は、全国的には平成14年(285万4,061件)をピークに17年連続で減少し、令和元年(前年比8.4%減)も戦後最少を更新している(令和2年犯罪白書より)。佐賀県及び本市においても刑法犯認知件数の減少傾向は概ね全国と同様の状況である。

刑法犯認知件数のうち、最も認知件数が多いのは「窃盗犯」である。刑法犯の罪種別内訳においては突出して多く、毎年約7割を占めている。

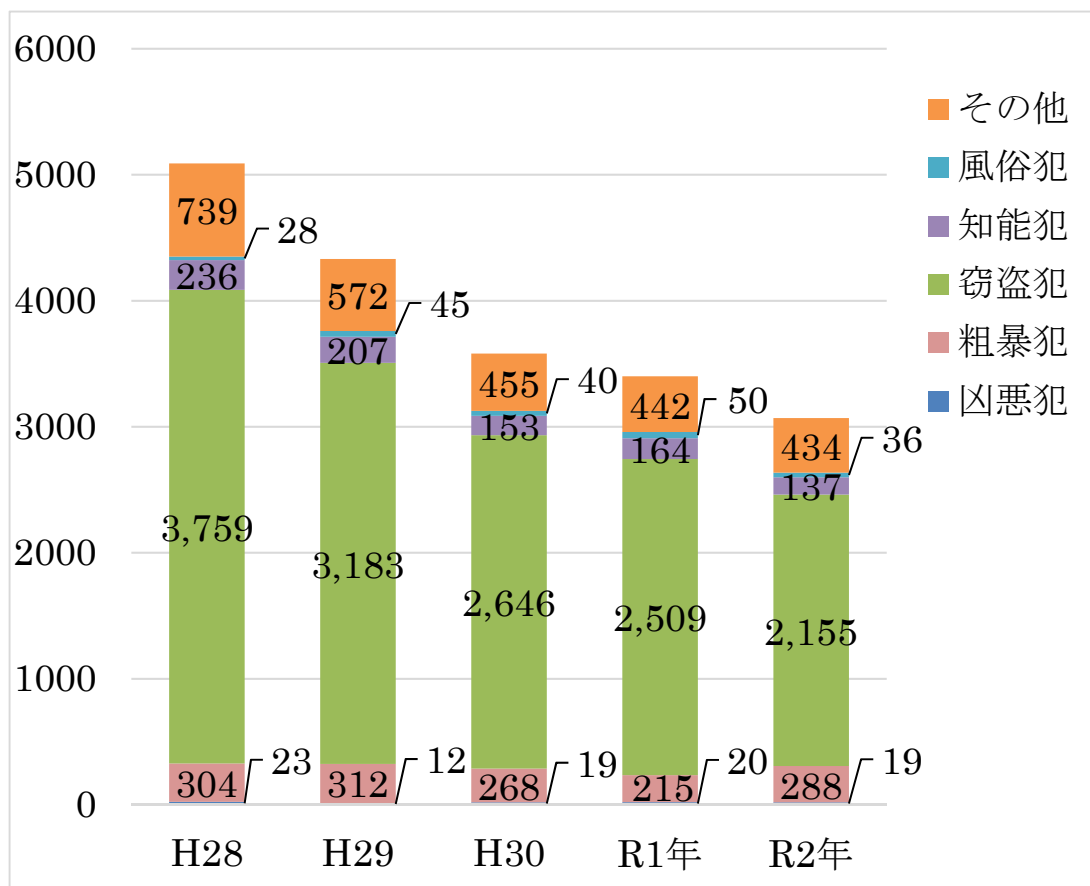
この窃盗犯に関して、佐賀県及び佐賀市の特徴としては、無施錠率が全国平均に比べて非常に高いことである。空き巣、自転車盗、車上狙い等において、いずれも高い状況であるが、特に空き巣等及び車上狙いにおける無施錠率は、全国に比べて高い佐賀県において、佐賀市はさらに高い状況である(令和2年12月末現在)。

なお、全体として犯罪が減少傾向にある中で、増加傾向、あるいはあまり減少がみられない犯罪として「声かけ」、「つきまとい」、「ストーカー」、「DV(ドメスティックバイオレンス)」が挙げられる。佐賀県及び佐賀市における件数は、声かけ、つきまといについては近年一定数から減少がみられない状況であり、また、DV、ストーカーについては増加傾向にある。

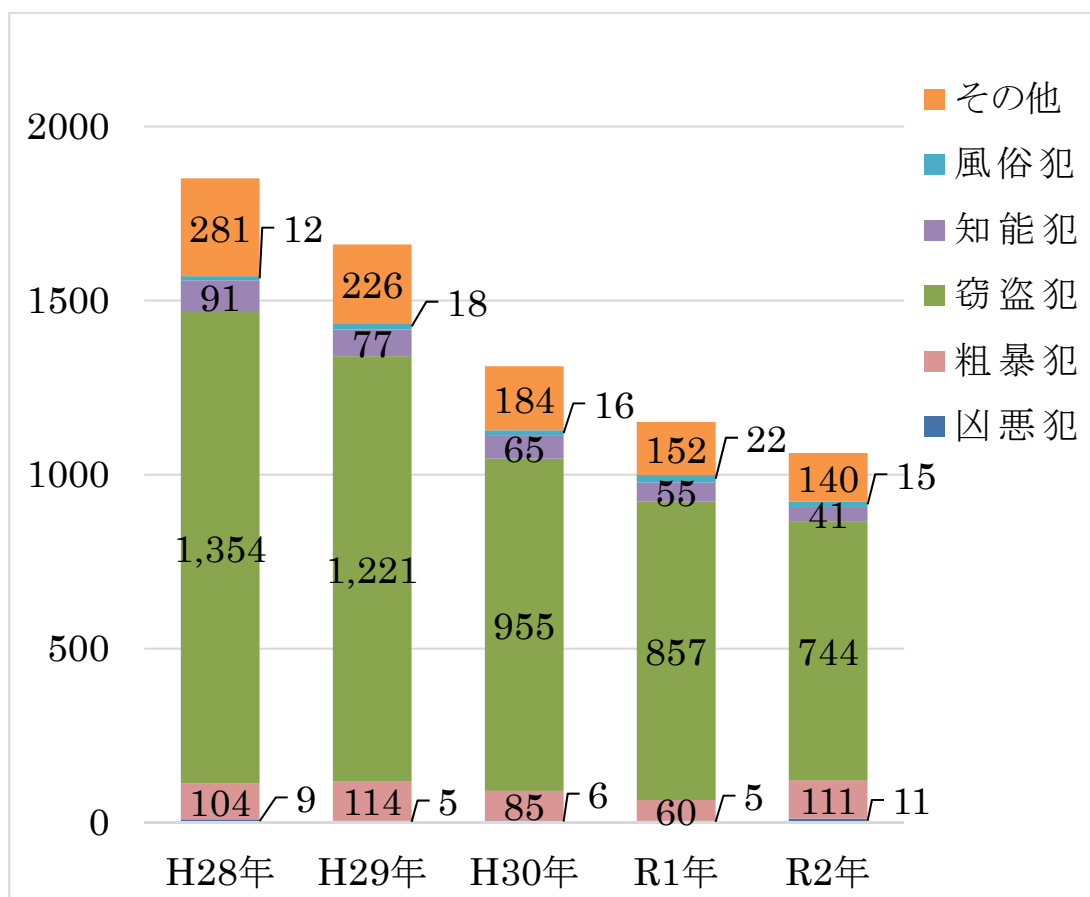
(1) 近年の刑法犯認知件数の推移(国、県、市)



(2) 佐賀県の罪種別刑法犯認知件数

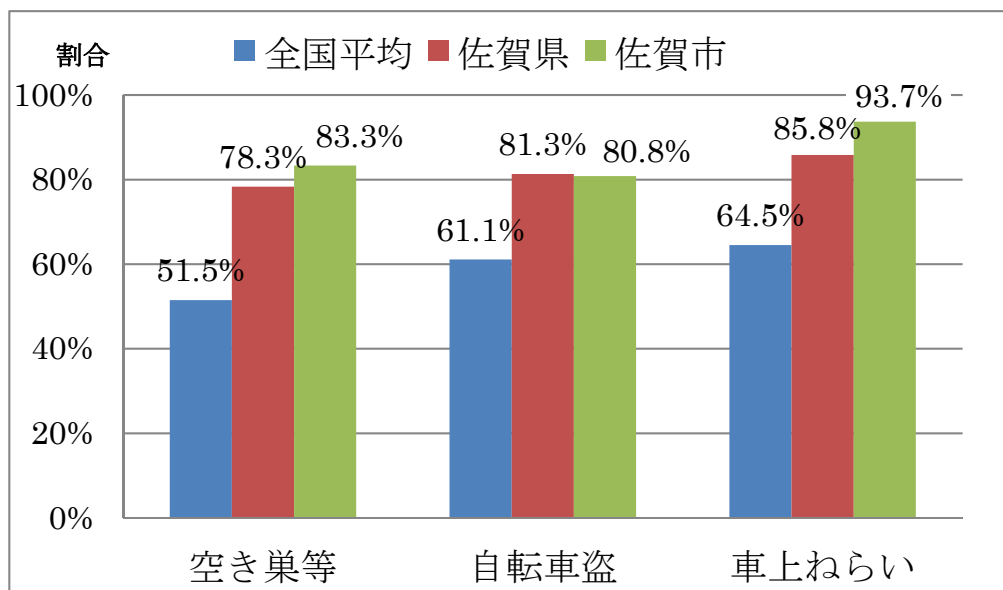


(3) 佐賀市の罪種別刑法犯認知件数

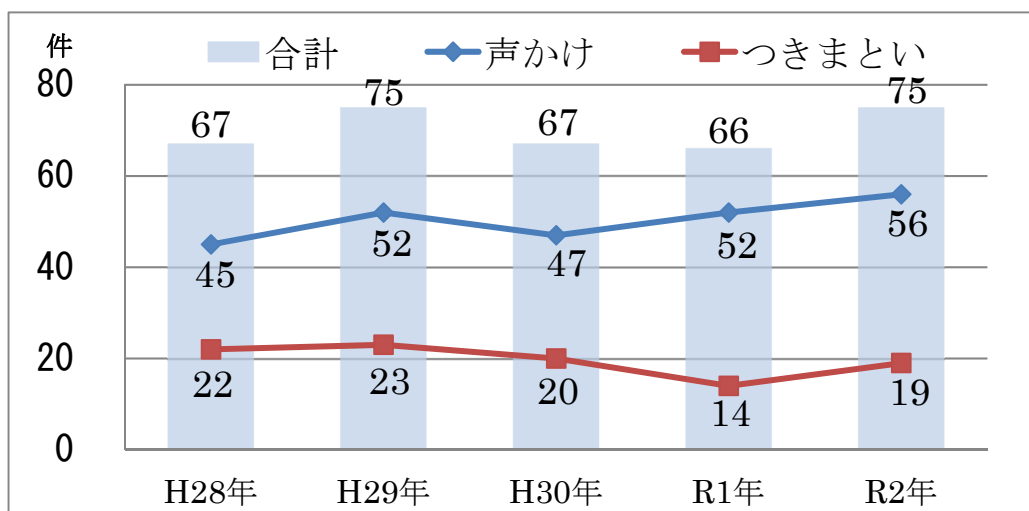


(4) 佐賀市における窃盗犯のうち無施錠の割合の全国、県との比較

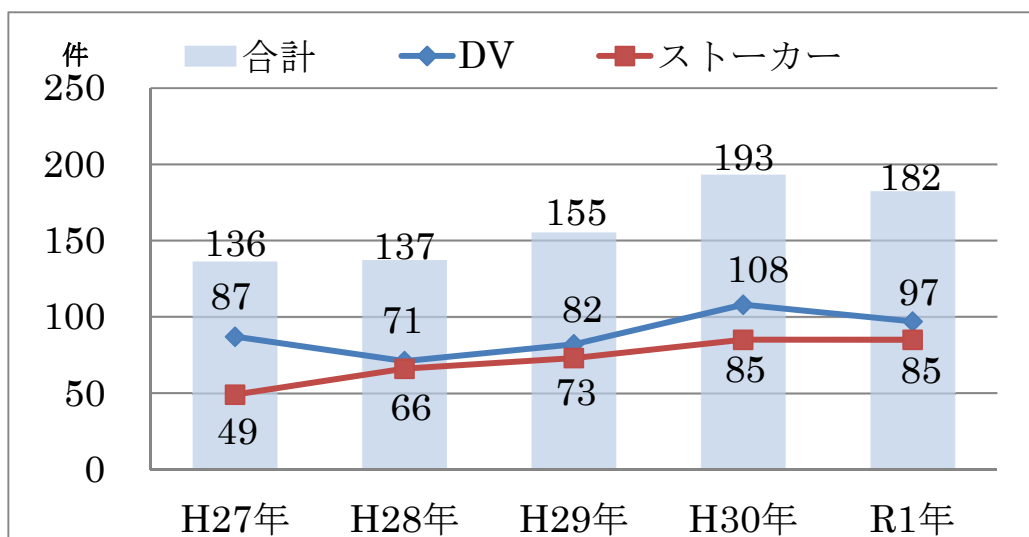
(令和2年12月末現在)



(5) 佐賀市における声かけ・つきまとい発生件数



(6) 佐賀市のDV・ストーカーに係る警察への相談件数



2 警察署からの報告

最近の佐賀市の犯罪概況及び対策等について

3 佐賀市の今年度の主な取組み

(1) 出前講座

地域の団体等からの希望により年間を通じて随時実施している。主に高齢者のグループを対象とし、警察官 OB の方を講師として、詐欺や空き巣被害の事例及び日頃の対策等の講話。

今年度は、保育園での開催が2回、高齢者団体が2回、まちづくり協議会が1回の計5回(1月末現在)の実施となっている。

参考：令和元年度 8回、平成30年度 16回、平成29年度 11回

(2) 街頭啓発

10月12日：鍋島駅(自転車施錠呼びかけ) 佐賀北警察署主催

10月15日：スーパーモリナガ高木瀬店(犯罪被害防止啓発) 佐賀北警察署主催

12月4日：佐賀駅(本協議会と暴走族追放審議会との合同による「安全安心なまちづくりキャンペーン」)

12月23日：佐賀駅(駅構内で年末の防犯啓発) 佐賀北警察署主催

(3) 防犯教室(市立中学校)

佐賀市暴力団排除条例に基づく暴力団加入防止及び薬物等乱用防止のための教育を市立中学校16校で実施した。(市が10校、県警本部が6校を担当)

※今年度は、市立中学校18校のうち、1校が新型コロナウイルス感染症の影響で中止、1校が当日の大雨のため中止となった。

(4) ホームページ、市報での啓発

- ・佐賀市ホームページへの「県警安全サポート情報」の掲載(今年度は27回)
- ・佐賀南警察署作成の防犯情報をホームページ、市報等で広報

(5) 青色防犯パトロール

青色防犯パトロールの実施許可を受けた公用車を使って、市職員が外出する際に、青色回転灯を回転させながらパトロールを兼ねて移動。

- ・登録公用車：15台(本庁4台、支所11台)
- ・職員講習会

登録公用車所管課職員を対象として、7月17日に講習会を実施。令和2年度(令和2年度新規受講者：16名)

4 今後の課題

市民の防犯意識の高揚につながる広報啓発

2 犯罪被害者等支援について

1 条例の制定

佐賀市において、犯罪被害支援を推進するため、警察や民間の支援団体、他、県をはじめとする関係各機関と連携を取りながら、犯罪被害者等が受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を送ることができるよう被害者の気持ちに寄り添った支援の実現を可能とする「佐賀市犯罪被害者等支援条例」を平成29年9月25日に制定し、平成29年10月1日から施行している。

2 条例施行後の対応

(1) 相談体制

犯罪被害者が複数の窓口で何度も自ら受けた被害について伝えなければならないという心理的負担を軽減し、二次的被害を防止するため相談窓口を一元化し、総合相談窓口を生活安全課内に設置した。(P.9「支援のイメージ」参照)

① 庁内対応

生活安全課で相談を受け付け、相談内容に応じて庁内関係部署に生活安全課職員が同行する「付き添い支援」を実施

② 庁外対応

相談内容が、市役所で行う業務以外であった場合は佐賀VOISSに連絡をし、佐賀VOISSを通じて、必要な関係機関との連携を図ることとしている。

③ 佐賀県との連携

平成30年度から佐賀県くらしの安全安心課内に配置された犯罪被害者支援コーディネーターから相談対応についての助言指導を受けている。

○ 生活安全課相談対応実績

年度	H29 ^{※1}	H30	R1	R2 ^{※2}
来庁	1	1	2	1
電話	1	1	1	0

※1 H29年度はH29年10月1日以降 ※2 R2年度はR3年1月末現在

○ 市婦人保護相談事業におけるDV(夫婦間の暴力)相談件数(子ども家庭課)

年度	H29	H30	R1
相談件数	382	221	480

○ 「さが mirai」相談件数(佐賀県内)

年度	H29	H30	R1	R2 [※]
来所相談	62	33	23	6
電話相談	107	111	124	81
合計	169	144	147	87

※R2年度はR2年12月末現在

○「犯罪被害者支援ネットワーク佐賀VOISS」の相談内容内訳件数

年度	H29	H30	R1	R2 [※]
相談件数（総数）	560	636	572	616
相談件数（佐賀市）	292	258	322	288

※R2年度はR3年1月末現在

「被害者支援ネットワーク佐賀VOISS」の相談内容内訳【令和元年度】

（佐賀VOISS活動実績HP資料参照）

区分	殺人 傷害致死	強盗・ 強盗致死傷	強制的 性交等・ 強制わ いせつ	その他 の 性犯罪	暴行 傷害	その他 の 身体犯	交通関 係	DV・ ストー カー	虐待	その他	計
電話相談	54	17	68	12	8	0	37	47	11	194	448
メール相談	2	2	19	0	3	0	0	2	11	7	46
面接相談	8	5	6	0	5	0	5	8	2	2	41
計	64	24	93	12	16	0	42	57	24	203	535
直接 支援	裁判傍聴付添	0	2	1	0	0	1	2	0	0	6
	他機関付添	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	病院付添	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2
	証明書代理手続き	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	自助グループ 支援	0	0	0	0	0	0	6	0	0	6
	その他	17	1	1	0	0	0	2	0	1	1
計	17	3	4	0	0	0	9	2	1	1	37
合計	81	27	97	12	16	0	51	59	25	204	572

※ 「被害者支援ネットワーク佐賀 VOISS（ボイス）」は、犯罪被害者等支援（相談・直接支援等）を行っている民間支援団体（認定特定非営利活動法人）で、佐賀県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けています。

(2) 見舞金の支給

犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、一時的な生活資金となる見舞金を支給する。

遺族見舞金 300,000円 傷害見舞金 100,000円

令和2年11月に傷害見舞金1件の支給実績。

(3) 日常生活の支援

犯罪被害者等が再び平穏な日常生活を営むことができるように、福祉サービスの提供その他必要な支援を行なう。

(4) 居住の安定

市営住宅の確保等に必要な情報提供等、必要な支援を行なう。

（目的外使用で入居させ、その後年4回の募集時に点数を加算し優先入居させる等）

令和元年10月に1件の実績

(他市管轄の警察署から被害者の避難場所として市営住宅に入居できないか相談があり、市建築住宅課と警察署で協議し入居となった。)

(5) 雇用の安定

雇用面で不利益を受けたり、雇用の打ち切りをされたりしないよう、事業者に対し、犯罪被害者等の状況や必要な支援について理解を深めてもらう。

「佐賀市労政だより」に掲載し、事業主に対して理解を求めた。(平成29年度以降、毎年1月発行分に掲載)

(6) 広報啓発

① 市報、ホームページ等による啓発

令和2年度 5回

② リーフレットの配布

関係部署の窓口設置、出前講座やイベントでの配布

③ イベント等の実施

令和元年度まで、佐賀県、佐賀県警察本部、被害者支援ネットワーク佐賀VOISSの三者共催で開催されていた「犯罪被害者支援フォーラム」に、令和2年度から佐賀市も主催者として参加し四者共催で開催。

日時：令和2年11月17日(火) 会場：佐賀市メートプラザ 参加者数：180人

内容

- ・対談形式による犯罪被害者遺族の体験談
- ・佐賀県警察音楽隊による演奏
- ・開演前の啓発DVD上映及び会場外での資料展示

(7) 庁内関係部署との連携や職員の資質向上

「佐賀市犯罪被害者等支援庁内連絡会議」の設置

研修会の実施や派遣

- ・実務者研修会の開催(平成30年度から毎年度実施)

対象 構成部署の実務担当者(新任の担当者を含む)

講師 佐賀県くらしの安全安心課犯罪被害者支援コーディネーター、佐賀VOISS

参加 令和2年度 17名

- ・研修会派遣(令和2年度実績)

佐賀県くらしの安全安心課と佐賀VOISSの主催で開催された「犯罪被害者支援のサポーター養成講座」

佐賀市参加 6回 のべ17名

(8) 民間の団体に対する支援

民間の犯罪被害者支援団体である佐賀VOISSに対して

- ① 佐賀VOISSの活動支援のための寄付型自動販売機の設置への協力

令和3年1月末現在9台設置

市営住宅 4ヶ所（植木団地、嘉瀬団地、正里団地、鹿江団地）

校区公民館 5ヶ所（松梅、日新、西与賀、北川副、巨勢）

② ホンデリング事業への協力

ホンデリングとは、読み終えた本等を寄贈していただき、その売却代金をご寄付として佐賀VOISSが行う犯罪被害に遭われた方々への支援活動に役立てるものです。

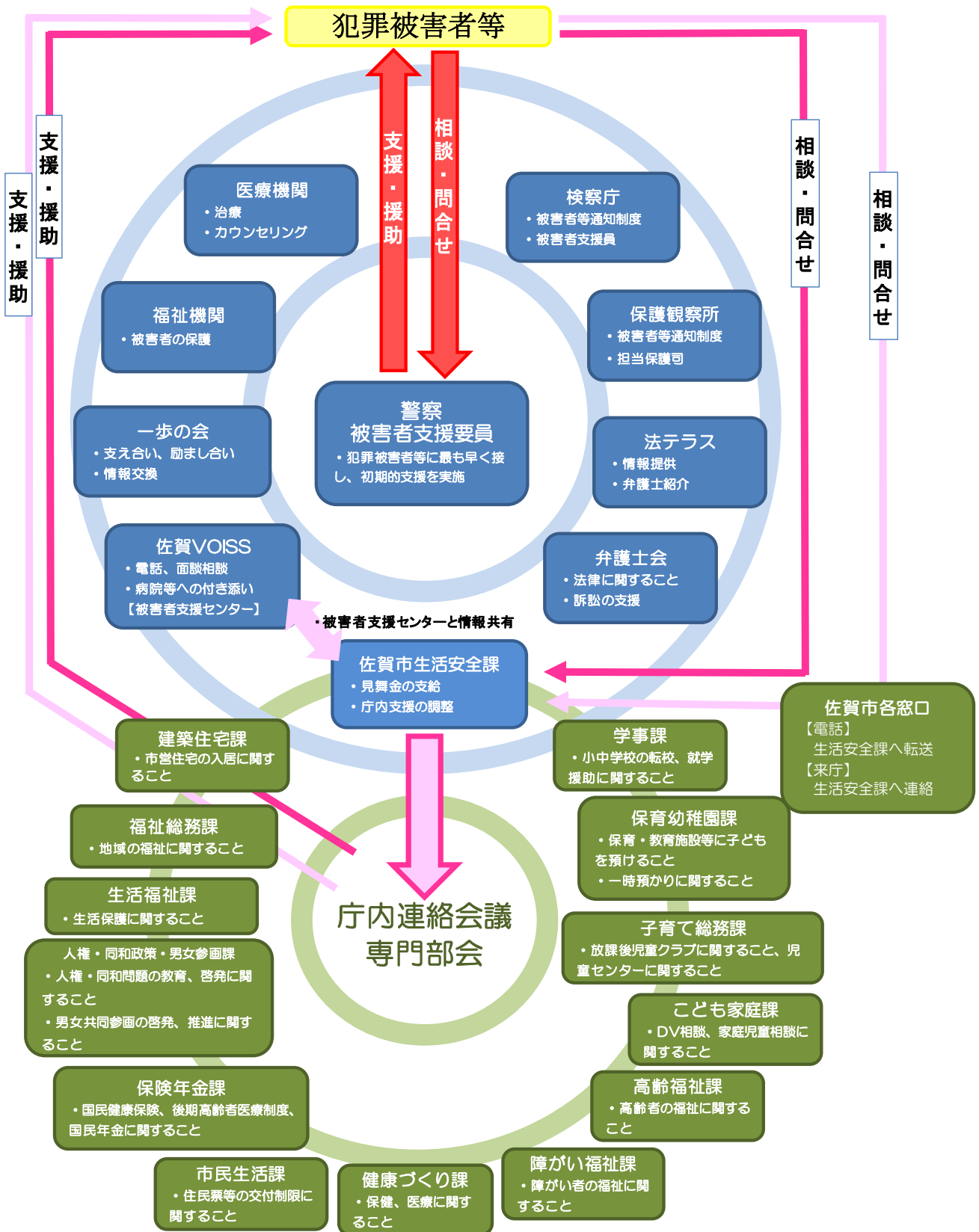
回収BOXを本庁東側玄関付近に設置しました。（令和2年8月～）

回収実績 令和3年1月末現在 256冊

3 今後の課題

- (1) 庁内関係各部署との情報共有及び連携
- (2) 庁外関係機関との情報共有及び連携

(支援のイメージ)



3 防犯カメラについて

1 防犯カメラの効果等

- (1) 防犯カメラは一般に犯罪の未然防止効果が認められている。
- (2) 犯罪が発生した場合の捜査、立証にも有効である。
- (3) 事件、事故等の報道等により、防犯カメラの有効性及び公益性についての社会的認知度は高まりつつある。
- (4) 市民の生活安全に寄与するものと考えられる。

2 市の防犯カメラの設置の考え方

- (1) 市が設置・管理する防犯カメラ・監視カメラ
 - ① 市所管施設
各施設の所管部署において維持・管理を行う。
 - ② 市所管施設以外
佐賀駅・バスセンター周辺及びエスプラッツ外周壁の防犯カメラ
生活安全課が維持・管理
- (2) 地域（自治会や団体、事業所等）が設置・管理する防犯カメラ
市は防犯カメラ設置助成事業を実施している「佐賀地区防犯協会」を支援する。

3 市が設置している防犯カメラ・監視カメラの状況

令和2年12月末現在で合計329台を設置。

(1) 主な設置状況

① 市所管施設

単位：台

区分 \ 年	H28	H29	H30	R1	R2
防犯カメラ・監視カメラ	184	213	213	281	297
ドライブレコーダー	116	166	205	236	256
合計	300	379	418	517	553

② 市所管施設以外

- ・佐賀駅周辺及び佐賀駅バスセンター待合室内（生活安全課） 20台
- ・エスプラッツ外周壁（生活安全課） 12台

(2) 捜査機関へのデータ提供件数

平成28～令和元年度における防犯カメラ・監視カメラ等照会対応件数

年度	H28	H29	H30	R1	合計
件数	35	60	72	64	231

4 佐賀県による補助（佐賀県子どもを見守る防犯カメラ設置事業費補助金）

(1) 補助対象

- ① 市町が新たに設置する場合の経費
- ② 市町や地区防犯協会が自治会等へ補助を行う場合の負担経費

(2) 事業期間

令和元年度（10月）～令和4年度（予定）

(3) 補助率

市や地区防犯協会が負担する額の3分の1（上限額：1台あたり10万円）

(4) 主な要件

- ① 通学路等の道路、公園等の子どもの遊び場周辺等不特定多数の者が利用する公共空間を撮影し、録画機能を有するものであること。
- ② 防犯カメラの設置と併せ、地域での防犯活動に取り組んでいること。

(5) 佐賀市における活用状況

今年度、教育委員会学事課が赤松小学校、北川副小学校及び城南中学校に設置した各2台ずつの防犯カメラ計6台について、合計600,000円の補助金を申請し、交付決定を受けた。

5 佐賀地区防犯協会による防犯カメラ等設置助成

地域（事業所、自治会等）が設置する防犯カメラに対して助成を行っている。平成29年度に創設された。

県補助の活用を可能とするため、令和3年度から交付基準等を一部変更。

(1) 助成対象

- ① 主として子どもを見守るため、商業施設や事業所等が施設に設置する防犯カメラ（新規追加）
 - ② 主として子どもを見守るため、校区防犯協会長が必要と認めた箇所に設置する防犯カメラ（新規追加）
 - ③ 商業施設や事業所等が施設に設置する防犯カメラ
 - ④ 校区防犯協会長が必要と認めた箇所に設置する防犯カメラ
- ※ ①または②が県補助の対象となる。

(2) 助成額

設置工事費を含む総額が10万円以上の場合に一律5万円。

(3) これまでの助成実績

年度	H29 (初年度)	H30	R1	R2	合計
助成枠件数	6	5	10	10	31
実績件数	0	5	7	10	22

6 今後の課題

佐賀県による補助制度の終了後の対応

佐賀市生活安全推進協議会委員名簿

役職	所属団体名	所属団体役職	氏名	備考
会長	佐賀大学 芸術地域デザイン学部	教授	やまぐち ゆきこ 山口 夕妃子	
副会長	佐賀市青少年健全育成連合会	会長	みやざき かずひこ 宮崎 和彦	
委員	佐賀市自治会協議会	副会長	いしい たかし 石井 孝嗣	
委員	佐賀市地域婦人連絡協議会	相談役	さかた つやこ 坂田 艶子	
委員	佐賀市民生委員児童委員協議会	監事	よしうら としきよ 吉浦 利清	
委員	佐賀市身体障害者福祉協会連合会	会長	やまだ あきのり 山田 昭紀	
委員	佐賀市子ども会連絡協議会	会長	いしまる まさのぶ 石丸 正信	
委員	佐賀市PTA協議会	事務局	いとう えつこ 伊東 悦子	
委員	佐賀県高等学校長協会	会員	やまぐち よしたみ 山口 義民	
委員	日本郵便株式会社佐賀中央郵便局	総務部長	うちだ のぶお 内田 信生	
委員	佐賀商工会議所	女性会理事	かいはら まゆみ 貝原 真由美	
委員	佐賀新聞社	総務部主任	やまぐち こうき 山口 功規	
委員	NHK佐賀放送局	副局長	くまがみ こうじ 熊耳 孝仁	
委員	株式会社サガテレビ	総務部長	ときさと まさる 時里 優	
委員	佐賀南警察署	署長	しらに た こうじ 白仁田 浩司	
委員	佐賀北警察署	署長	はらだ たかし 原田 崇	
委員	佐賀市	副市長	いとう ひろみ 伊東 博巳	
委員	佐賀市教育委員会	教育長	なかむら ゆうじろう 中村 祐二郎	

◎委員数:18名 任期:令和2年2月1日～令和4年1月31日 (前任者の任期中退任による途中就任あり)

○佐賀市生活安全推進条例

平成17年10月1日

条例第23号

改正 平成19年9月25日条例第135号

(目的)

第1条 この条例は、市民の生活安全意識の高揚、自主的な生活安全活動の推進及び生活安全のための環境整備を図り、もって安全で住みよい社会を実現することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、この条例の目的を達成するために、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 市民の生活安全意識を高揚させるための啓発活動
- (2) 生活安全に対する市民の自主的活動の推進
- (3) 生活安全のまちづくりに向けての環境整備
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

2 市長は、前項に規定する施策の実施に当たっては、当該施策に係る機関、団体等との連絡及び調整を図るとともに、佐賀市生活安全推進協議会の意見を聴くものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、この条例の目的を達成するための施策が効果的に行われるよう協力するとともに、自ら生活安全上必要とする措置を講ずるよう努めなければならない。

(生活安全推進協議会の設置等)

第4条 生活安全に関する施策に関し協議を行うため、佐賀市生活安全推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、委員20人以内で組織する。

3 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民の生活安全に係る行政機関の職員等
- (3) 地域の生活安全推進のために活動する団体の代表者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、生活安全に関し識見がある者で市長が必要と認めるもの

4 協議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 市長は、必要があると認めるときは、協議会に佐賀市生活安全推進連絡会議を置くことができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者その他参考人の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

- 4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会の庶務は、市民生活部において処理する。

(表彰)

第7条 市長は、生活安全活動に関して功績のあった者に対して、表彰を行うことができる。

(補則)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 合併前の大和町防犯推進に関する条例（平成7年大和町条例第20号）第7条及び富士町防犯条例（平成7年富士町条例第17号）第6条に規定する防犯推進員は、この条例の規定にかかわらず、平成18年3月31日までに限り、合併前の例により設置することができる。

(川副町、東与賀町及び久保田町の編入に伴う経過措置)

- 3 編入前の川副町防犯条例（平成6年川副町条例第18号）第7条に規定する防犯サポーター、東与賀町防犯条例（平成7年東与賀町条例第13号）第7条に規定する防犯推進員及び久保田町防犯条例（平成7年久保田町条例第15号）第7条に規定する防犯推進員は、この条例の規定にかかわらず、川副町、東与賀町及び久保田町の編入の日から平成20年3月31日までの間に限り、編入前の例により設置することができる。

(平19条例135・追加)

附 則（平成19年9月25日条例第135号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。